

## さいたま市浄化槽保守点検業者登録条例施行規則の改正概要

(平成 29 年 4 月 1 日施行)

### 1 法定検査未受検者、清掃未実施者に通知する様式について (規則第 9 条)

浄化槽保守点検業者は保守点検を行った結果、法定検査や清掃が行われていないことを知ったときは、浄化槽保守点検業者登録条例第 11 条第 3 項に基づき、その旨を浄化槽管理者に通知しなければなりません。

これまでは保守点検カードに記載して行うこととされていましたが、施行規則の改正により、平成 29 年 4 月 1 日以降は新様式 (様式第 10 号、様式第 11 号) を用いて通知を行うこととなります。環境対策課ホームページから電子ファイル (ワードファイル) でダウンロードして使用してください。

### 2 営業所に備え付ける帳簿の記載事項について (規則第 11 条)

浄化槽保守点検業者が営業所ごとに備え付ける帳簿について、平成 29 年 4 月 1 日以降は下表の改正後の記載事項により記帳してください。

帳簿の記載事項

(下線部 : 改正部分)

改正後	改正前
①浄化槽管理者の氏名又は名称	①浄化槽管理者の氏名又は名称
②浄化槽の設置場所	②浄化槽の設置場所
③保守点検を行い、又は監督した浄化槽管理士の氏名	③保守点検を行い、又は監督した浄化槽管理士の氏名
④保守点検の実施日	④保守点検の回数
⑤様式第 9 号、 <u>様式第 10 号の通知日</u>	

### 3 変更届出書等の様式について

浄化槽保守点検業者変更届出書 (様式第 7 号) 及び浄化槽保守点検業者廃業等届出書 (様式第 9 号) に「電話番号」の記入が追加されました。平成 29 年 4 月 1 日以降、変更届出書を提出する際は注意してください。様式第 7 号及び様式第 9 号はホームページから電子ファイル (ワードファイル) でダウンロードできます。

## ■環境省関係浄化槽法施行規則（抜粋）【改正なし】

(保守点検の時期及び記録等)

### 第5条（第1項 略）

- 2 浄化槽管理者は、法第十条第一項の規定による保守点検又は清掃の記録を作成しなければならない。ただし、法第十条第三項の規定により保守点検又は清掃を委託した場合には、当該委託を受けた者（以下この条において「受託者」という。）は、保守点検又は清掃の記録を作成し、浄化槽管理者に交付しなければならない。

## ■さいたま市浄化槽保守点検業者登録条例（抜粋）【改正なし】

(業務の実施等)

### 第11条（第1～2項 略）

- 3 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検の技術上の基準に従って浄化槽の保守点検を行うこととし、その結果、当該浄化槽について、法第7条第1項及び第11条第1項に規定する水質に関する検査（以下「法定検査」という。）が行われていないことを知ったときは当該検査が行われていない旨を、法第10条第1項に規定する浄化槽の清掃が行われていないことを知ったときその他当該浄化槽の清掃を必要とする理由があると認めるときは当該浄化槽の清掃が必要である旨を、速やかに当該浄化槽管理者（当該浄化槽管理者が当該浄化槽の清掃を委託している場合にあっては、当該浄化槽管理者及び委託を受けている浄化槽清掃業者）に通知しなければならない。

## ■さいたま市浄化槽保守点検業者登録条例施行規則（抜粋）【改正】

(下線部：改正部分)

改正後	改正前
<p>(通知の方法)</p> <p>第9条 条例第11条第3項の規定による通知は、<u>検査が行われていない旨を通知する場合にあっては浄化槽の水質検査に関する通知書（様式第10号）により、浄化槽の清掃が必要である旨を通知する場合にあっては浄化槽の清掃に関する通知書（様式第11号）により行わなければならない。</u></p> <p>(標識の記載事項等)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 条例第12条の規定により浄化槽保守点検業者が掲げる標識は、さいたま市浄化槽保守点検業者登録票（<u>様式第12号</u>）によるものとする。</p> <p>(帳簿の記載事項等)</p> <p>第11条 条例第13条に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 保守点検の<u>実施日</u></p> <p>(5) 条例第11条第3項の規定による通知を行った日</p> <p>2・3 略</p>	<p>(通知の方法)</p> <p>第9条 条例第11条第3項の規定による通知は、<u>環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）第5条第2項ただし書の規定により作成された記録に記載することにより行わなければならない。</u></p> <p>(標識の記載事項等)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 条例第12条の規定により浄化槽保守点検業者が掲げる標識は、さいたま市浄化槽保守点検業者登録票（<u>様式第10号</u>）によるものとする。</p> <p>(帳簿の記載事項等)</p> <p>第11条 条例第13条に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 保守点検の<u>実施回数</u></p> <p>2・3 略</p>